

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

No.	項目	質問事項	回答
1	送迎加算について	道を挟んだ通所事業所とグループホームの間での送迎など、社会通念上おかしいと思われる距離での車での送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。	算定不可。(必要のない者に対して、無理に支援をして加算を請求すること自体、適切でない。)
2	短期入所利用の報酬請求について	当初、1泊2日の予定で1日目の午前中に入所したが、当日夜、本人が体調を崩して自宅へ戻ったため、結果として泊りはなかった。この場合、1日目の報酬を請求できるか。	福祉型短期入所サービスについては原則日帰り利用に対する報酬算定が認められていないが、今回のケースのような事業所の責に寄らない場合は算定可能
3	体験利用支援加算について	B型利用者が別法人のA型を体験的に利用するにあたり、B型の職員が下記のいずれかの支援を行った場合、B型事業所において体験利用支援加算を算定できるか。(地域移行支援の利用なし) ・体験利用の初日と最終日に職員同行 ・本人と毎日電話連絡をとり、記録を作成	基本報酬も体験利用支援加算も算定できない。 体験利用支援加算は地域移行支援事業を利用したときに請求できるものである。
4	施設外就労について	同一法人内のB型事業所からA型事業所への施設外就労加算の算定は可能か。	算定不可。同一法人間では業務委託契約を結ぶことができないため、施設外就労自体できない。 別法人であるが、グループ法人である場合は、「別法人」なので施設外就労は可能。(業務委託契約を結ぶことができるという意味での施設外就労が可能ということで、留意事項の要件は満たす必要がある。)
5	児童発達支援管理責任者専任加算について	児童発達支援センターと保育所等訪問を実施する事業において、 ①児童発達支援の児童発達管理責任者 ②保育所等訪問の児童発達支援管理責任者および訪問支援員 ①と②を兼務する場合、児童発達管理責任者専任加算を算定できるか。 なお、保育所等訪問の訪問支援員については、他1名配置されており、基準をみたしている。	お見込みのとおり、当該加算を算定できる。
6	食事提供体制加算について	事業所内で作った昼食を施設外就労先に持っていきが、この場合に食事提供体制加算を算定してもよいか。	衛生的に十分気を配り、問題がないようであれば可能。
7	施設外就労について	施設外就労加算について、「算定対象となる利用者の数の合計数が、100分の70以下であること」が基準の一つとして挙げられているが、7割を超えた利用者分の算定はできないということか。あるいは、7割を超えた場合は全員分の算定ができないのか。 また、7割という制限は、加算に関してのみなのか、施設外就労自体への制限なのか。	「100分の70」という基準は加算算定における要件である。施設外就労自体にはそのような制限はなく、全員が施設外就労を行っても問題ない(基本報酬の算定可能)。 また、加算の算定については、100分の70を超えた利用者だけが算定できなくなるのであり、100分の70以内の利用者は算定可能(全員算定できなくなる訳ではない)。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

8	施設外就労について	施設外就労の要件を満たしていない場合、加算はとれないが、基本報酬は算定できるのか。	要件を満たしていなければ、加算も基本報酬も算定できない。
9	加算返還について	基本報酬返還予定者が、食事提供加算や初期加算を算定していた場合、それら加算も返還措置をとるべきと考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。加算は積み上げていくものであるため、返還すべきである。(但し、欠席児童加算は対象外)
10	入所施設の夜勤職員配置体制加算について	サービス管理責任者が夜勤職員を兼務する場合に、夜勤職員配置体制加算にかかる夜勤職員としてカウントできるか。	不可。サビ管は原則専従で、業務に支障のない場合は他職種を兼務できるが、その場合も他職種の常勤換算にはカウントできないため、加算にかかる人数にもカウントできない。
11	定員超過利用減算について	障害者支援施設において、1日あたり利用者数が、定員が50人以下の場合は定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、定員が51人以上の場合は定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に55を加えた数を超える場合にそれぞれ減算となるが、減算になるのは超えた分と考えてよろしいか。(例えば、定員が50人の障害者支援施設について、55人を超えたとき減算になるが、利用者が58人の場合は3人分が減算になるということか)。	<p>利用者全員について減算となるので、3人分が減算になるのではなく、58人全員について減算を行う。 また、100分の110を下回る範囲の定員超過であっても、直近の過去3か月の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合は、当該1か月間について利用者全員につき減算を行わなければならないので注意されたい。</p> <p>なお、日中活動サービスについての定員超過利用減算については下記のとおり。 ○<u>1日当たりの利用実績による取扱い</u> 【定員50人以下の場合】 1日の利用者数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に利用者全員につき減算 【定員51人以上の場合】 1日の利用者数が利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合に利用者全員につき減算</p> <p>○<u>過去3か月の利用実績による取扱い</u> 直近の過去3か月の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1か月間について利用者全員につき減算 ただし、定員が11人以下の場合(多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が11人以下の場合)は、過去3か月の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に、利用者全員につき減算</p>

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

12	標準利用期間超過減算について	就労移行支援(定員6名)で2名が3年間、4名が10か月間利用している場合、超過減算になるか。また、減算となる場合は利用者全員が減算になるのか。	減算となるのは、利用者(サービスの利用開始から1年を経過していない者を除く)の利用期間の平均値が30月間を超えた場合。 左記の場合、平均利用期間は36か月×2人÷2人=36か月となり、減算になる。 また、利用者全員につき、減算となる。
13	グループホームの夜間支援体制加算(Ⅰ)について	夜間支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合、休憩時間の上限はあるのか	当該加算を算定する場合の休憩時間については、労働法上の考え方によることとなる。労働法上の休憩時間の考え方は、与えるべき最低時間の定めはあるが、上限はなく、労働時間が休憩時間を上回っていればよいというもの。ただし、労働時間を上回ることさえなければいくら長くてもいい、というのではなく、社会通念上常識的な範囲とみなされる時間で設定すべきである。グループホームの利用者に対して、夜間支援体制の各加算が設けられている趣旨が十分に活かされた適切な支援体制が整備されるようにしていただきたい。
14	居宅介護の緊急対応時の報酬について	居宅介護事業所のヘルパーが、居宅介護(家事援助)の支給決定を受けている障害者の自宅に行った際、本人がてんかん発作で倒れており、ヘルパーが119番通報および家族への連絡を行い、本人が救急車で搬送されるまで自宅にて対応した場合、家事援助の基本報酬を請求できるか。	算定不可。実際には対応にかかる手間がかかっているとは思われるが、居宅介護の本来の支援内容には該当せず、居宅介護計画にも位置づけられていないため、報酬は請求できない。 ただし、身体介護が中心である場合および通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合には、「緊急時対応加算」の算定が考えられるが、当該加算の算定が適当かどうかは、対応にかかる労力、緊急性、必要性を考慮したうえで、市町において判断すること。
15	グループホームの大規模住居等減算について	グループホームの大規模住居等減算の対象について教えてほしい	大規模住居等減算については、共同生活住居の規模が一定以上の場合に減算されるが、共同生活住居の捉え方や、世話人・生活支援員の勤務体制によって減算に該当するか否か判断されるので、疑義が生じる場合は県に確認していただきたい。
16	送迎加算について	送迎加算の要件について、他県で「事業所と最寄りの駅・バス停、事業所とその他集合場所との間」で認められている実情も踏まえ、福井県でも認められないのか。	【平成27年度報酬改定により見直し】 当加算については、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者との合意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。(「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」の問2参照)

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

17	補足給付と食事提供体制加算の併給について	ある利用者がA法人の入所施設とB法人の通所事業所を利用しており、朝食・夕食は入所施設で、昼食は通所事業所で提供されている場合、B法人の通所事業所において食事提供体制加算を算定することはできるか。	不可。利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、食事提供体制加算は算定できない。 なお、別法人の通所事業所を利用している場合も同様に食事提供体制加算の算定はできないため、入所施設から通所事業所へ、補足給付のうち昼食分相当を渡すなどの対応をとることが適当である。
18	利用者に求める送迎費の負担について	送迎費にかかる利用者負担については、「送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る」とされているが、「燃料費等の実費」には具体的にどのようなものが含まれるか。	「燃料費等の実費」に含まれる費用の範囲とは、燃料費のほか、運転手や添乗員等で送迎のみに従事する職員(サービス報酬の対象職員は含まない。)に係る人件費、送迎車両の修繕費等、外部委託による送迎車の借上料、送迎車両にかかる保険料、公祖公課等の諸経費等が挙げられる。 なお、事業所が利用者から実費等を徴収して送迎を行う場合は、道路運送法の規定により、登録または許可の手続き等が必要となる場合があるので留意すること。 また、利用者に負担を求める場合は、以下について遵守すること。 ①利用者に過重な負担を求めないよう配慮するとともに、負担を求める場合は利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得ること。 ②事業所の運営規定において定め、また、重要事項説明書に明記し、当該事業所の見やすい場所に掲示すること。 ③送迎加算を超えた額のみ受領できるものであることから、実費額や送迎加算の内訳を明確にするとともに、会計上もサービス報酬とは明確に区分すること。
19	利用者に求める送迎費の負担について	グループホーム職員が、利用者を勤務先まで送迎する場合、送迎にかかる費用を利用者から徴収することは可能か。	可能。グループホーム入居者に負担を求めることができる費用は、ア食材料費、イ家賃、ウ光熱水費、エ日用品費、オ日常生活に要する費用とされており、オには「利用者の希望によって、送迎を事業者または施設が提供する場合にかかる費用」も含まれる。
20	放課後等デイサービス事業における児童発達支援管理責任者専任加算について	利用定員に応じ1日につき所定の単位数が加算されることとなっているが、児童発達支援管理責任者が欠勤した場合(急な体調不良による欠勤や、もともとのシフトで欠勤日(休日)となっていた場合)は、当該日について、加算の算定はできるのか。	児童発達支援管理責任者を専任で配置してしていれば算定可能。また、児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務を可能としているので、管理者と兼務している場合であっても加算を算定できる。 当加算の取扱いについては、サービスによって異なるため、「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」の問102を参照されたい。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

21	グループホームの日中支援加算について	地域活動支援センターを午前中のみ利用している者に対して、午後からグループホームで支援を行った場合、日中支援加算を算定できるか。	不可。他のサービスを利用した日には算定できない。
22	グループホームの日中支援加算について	精神科デイケアに通っている利用者に対して、デイケアを利用していない日にグループホームで支援した場合、日中支援加算を算定できるか。	【平成27年度報酬改定により見直し】 算定可能。
23	利用者に求める食費の負担について	障害者支援施設等において、1日単位(3食分)で食費の負担額を定めている場合、利用者が1食または2食しか摂らない日についても1日分の負担額を徴収することはできるか。	摂らないことがあらかじめ分かっている食事など、実費が発生しないものについてまで負担を求めることは適切ではない。 なお、入院時の食費負担額も、以前は1日単位で設定されており、1食でも食べた日には1日分を算定できるとなっていたが、健康保険法の改正により、平成18年以降は1食単位で算定するよう改められているので、入所施設の食費負担額についてもこれに準じていただくようお願いする。
24	食事提供体制加算について	施設に来て途中で体調を崩したため食事は摂らなかったが、施設ですでに食事を作っていた場合、食事提供体制加算を算定できるか。	算定可能。
25	食事提供体制加算について	施設を急に休んでしまったが、施設ですでに食事を作り保存していた場合、食事提供体制加算を算定できるか。	算定不可。そもそも本体報酬自体が算定できない。なお、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、利用者事業者との契約による。
26	職業準備支援について	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型、B型)の利用者が障害者職業センターにおける職業準備支援を受けた場合、基本報酬を算定できるか。	施設外支援の要件を満たした上で、職業支援センターと連携して支援すれば、基本報酬の算定は可能。
27	初期加算について	長期入院を経て再度障害福祉サービスを利用する場合、改めて初期加算を算定できるか。	病院等での30日を超える入院期間がある利用者が再度利用した場合、初期加算は再度算定可能。ただし、同一の敷地内に併設する病院等へ入院した場合についてはこの限りではない。
28	居宅介護の提供について	予定の時間にヘルパーが自宅を訪問したが、本人が外出中(本人の特性として突発的な外出がある)で連絡もとれなかったため、本人不在の状態家事援助を行った場合、居宅介護サービス費を算定できるか。	基本サービスとして、本人の健康チェックや相談援助を行うことを含むものであり、本人が不在の場合には、このような基本サービスが提供されないことから、居宅介護サービス費を算定することはできない。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

29	常勤看護職員等配置加算について	サービス提供単位を分けている場合、サービス提供単位ごとに看護職員の配置が必要か。	指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置が必要である。
30	就労継続支援B型における就労移行支援体制加算について	当該加算については、B型事業所からA型事業所への移行も算定できるのか。	算定不可
31	就労移行支援におけるサービス費の減算について	就労移行者は就労移行支援事業所を経て企業等に雇用された者(就労定着者については、6月以上雇用されている者)だが、平成28年3月31日まではA型事業所に雇用された者も含まれると解釈しているが、平成28年4月1日以降は、実績にも含まれないということか。	お見込みのとおり。 平成28年4月1日以降は、就労移行者・就労定着者の実績数にはA型事業所に雇用された者は含めないとされているので、平成28年度4月1日以降は、平成27年度までにA型事業所に雇用された者を就労移行者数・就労定着者数の実績に加えることはできない。
32	障害児通所支援における指導員加配加算について	指導員加配加算の要件となる「児童指導員等」に該当する資格等はどのようなものか。	児童指導員としては、福祉・社会・教育・心理のいずれかに関する大学卒業資格、教員資格又は2年以上の児童福祉施設での実務経験のいずれかを満たすこと。 さらに、保育士または強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者もしくは行動援護従事者養成研修修了者を併せて「児童指導員等」となる。
33	就労定着支援体制加算について	就労移行支援事業所を経て雇用された後、他機関との連携を図りながら、ケース会議や企業の選定等を行い、次の転職先についても支援をした場合、転職後も当該加算の対象となるか。	当該加算は、あくまでも就労移行支援事業所を経て雇用された先の企業での就労定着支援を評価するため、算定不可。
34	障害者支援施設の人員配置について	平均利用者数60人、配置基準5:1、人員配置体制加算2.5:1を算定している施設において、夜勤職員配置体制加算を算定する場合、夜勤職員は人員配置体制加算により配置される人員に加えて配置する必要があるか。	夜勤職員配置体制加算のための夜勤職員は、基準人数(60÷5=12人)に加えて配置する必要があるが、人員配置体制加算により配置される人員(60÷2.5=24人)に加えて配置する必要はない。 したがって、左記の施設において当該加算を算定するために必要な人員数は24.0人(そのうちの3人を夜勤職員として配置)となる。
35	施設入所支援における視覚・聴覚言語障害支援体制加算について	H27.3.31改正の留意事項通知P116～117では、昼間実施サービスにおいて配置されている従事者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要とされているが、既に日中に本加算を算定し、利用者数を50で除した数を加えて配置している場合であっても上乗せの加配が必要か。	入所施設における人員配置に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置する必要がある。 昼間実施サービス時と施設入所時で利用者の数も変わってくるため、それぞれの人数に応じた加配が必要になる。
36	送迎加算について	加算要件の「週3回以上の送迎を実施」には、片道のみ送迎を実施した日も含めてよいか。	含めてよい。1日1回(片道)以上かつ週3日以上以上の送迎を実施した場合に要件を満たす。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(報酬・加算等)

37	送迎加算について	要件の「当該月において週3回以上実施」とは、当該月において平均週3回以上実施していれば算定可能か。	算定可能。毎週3回以上実施していなくても、当該月において平均週3回以上実施している場合は算定できる。
38	就労移行支援の移行準備体制加算について	移行準備体制加算(Ⅰ)の「職場実習等」には、就労アセスメントのためにB型事業所等で行う作業も含まれるか。	就労アセスメントのための作業は職場実習には当たらない。また、基本的には「企業および官公庁等における職場実習」などで事業所は想定していない。ただし、A型事業所については、内容によって職場実習に当たると自治体が判断できるものであれば算定可能。
39	訪問支援特別加算について	生活介護等の通所事業所における当該加算の要件として、「居宅に訪問し、家族等との連絡調整、引き続き利用するための働きかけ、個別支援計画の見直し等の支援を行った場合に算定」とあるが、グループホームを利用している者に対して支援した場合にも算定可能か。	「居宅」ではないので不可。(※本来この加算は、虐待や孤独死等の早期発見等を目的としており、GHIには世話人がおり、そこでカバーできるため、電話連絡で足りると想定。)
40	目標工賃達成加算について	平成27年報酬改定に関するQA問49より、「過去2年度の工賃実績がない事業所においては当該加算を算定できない(事業開始年度の翌々年度からでない」とあるが、年度途中から事業開始した場合は、いつから算定可能か。 例:平成27年10月に事業開始した場合、算定可能となるのは平成29年度からか、それとも平成30年度からか。	年度途中で事業を開始した場合(1年未満の実績しかない)であっても事業開始年度の翌々年度から算定可能なので、左記例の場合は平成29年度から算定可能となる。
41	指導員加配加算について	指導員加配加算の算定要件に「基準の人員に加え、指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること」とあるが、支援の時間帯を通して常に加配する必要があるか。	基準の人員に加えて常勤換算で1.0加配されていれば、支援の時間帯を通して常に加配されている必要はない。ただし、加配されていない日や時間帯があきらかに多い場合は加算の対象にならない場合があるのでご注意ください。
42	延長支援加算について	延長支援加算の要件である「運営規程に定められている営業時間」の考え方について、事業所を開所しているが「人員基準を満たす指導員等を配置していない」時間帯も含んでよいか。	「運営規程に定められている営業時間」とは、「事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間」である。基準どおりの指導員等を配置し「児童を受け入れる体制」を8時間整え、さらに延長した際にのみ加算算定可能である。